

2025年12月11日

2025/12/11 提訴事件概要

弁護士 郷路 征記

TEL : 011-859-3880

FAX : 011-598-1833

1 当事者

原告 63歳 主婦 夫・子供2人(すでに結婚) 札幌圏在住

被告 世界平和統一家庭連合

2 請求

物品購入	640,000円
献金	46,198,400円
慰藉料	10,000,000円
弁護士費用	5,600,000円
請求総額	62,438,400円
遅延損害金	

3 入信の経過と実践活動

1988.10頃結婚後姉からの勧誘・「鑑定所で姓名判断」→中央区のビデオセンターE1S→白石区のアパートで講義を受ける→1989.3頃メシアを証される→統一協会に入会→その後教育トレーニングで実践課題の教育を受け、お茶売りの訓練的実践。教育新規隊で伝道の実践=因縁トーク、転換期トークで「鑑定」を受けさせるチケットを買わせ、姓名判断で恐怖心を発生させてビデオセンターの受講決定をさせるという方法。靈感商法の方法の流用。

1990~1991年頃、統一協会北海道地区北海道教区札幌白石・厚別教域の区域に所属(現在の名称は札幌白石家庭教会)。この頃、文鮮明を再臨のメシアと信仰する宗教的回心が起こされる。2022.12末脱会まで、献金、物販、伝道活動

入会してから、33年(26歳から59歳まで)の長きにわたり、統一協会でも活動していた。

4 活動の特徴と変化

(1) 2015年(名称変更)まで

ア 正体を偽った、因縁トークでの物品販売活動(新世事件発生の2009年まで→偽「コンプライアンス宣言」まで)

イ 正体と目的を偽った伝道活動

ウ 目的を偽って親から借金をさせてまでの献金

エ 親に生命の危険が発生した場合、無断で親の預金を下ろしてまでの献金

(2) 2015年以降(名称変更の際、文化庁から名称を隠して宗教活動をしないように、厳しい指導を受けた)

ア 「家庭連合です」というだけの伝道活動。宗教の伝道活動であることは明らかにしない。家庭内、親族への伝道が強調されているが、成果はわからない。物販ができないので、文鮮明の自叙伝配布などが、戸別訪問の手段となった。

イ 献金は、先祖430代の解怨・祝福献金、特別献金を中心となった。それに関連したグッズ。恨霊の活動を1年間抑えるという奉獻書献金(1枚2万円のを年齢分など買わせる。)

ウ 献金のさせかたは、変わらない。家系図などを用いて既に内在化させてある、先祖因縁や恨霊などへの恐怖心を刺激する。

エ 体験発表(証しという)をみんなに対してはしなくなった。漏れて批判されるこ

とを避けるためということのようである。

オ 第三伝道と称して、選挙活動（原告ら一般信者は電話掛けが中心か）が積極的に取り組まれるようになった。統一協会が関わっていることを隠すため、〇〇連合の者と名乗るようにいわれたという。教会から直接選挙事務所に行ってはならず、選挙事務所から直接教会に帰ってきてもらえないといわれたという。従前から地上天国の実現・主権復帰ということはあったが、取り組みの増加は統一協会が国家復帰（国民主権の国家体制を、神＝韓鶴子主権の国家体制に変えること）を目標とする活動計画（VISION2020）を推進したことと関係すると判断される。そのために、「お母さまに侍る国会議員」を作ることが重要な課題とされた。

5 原告に対する統一協会の行為の違法性

- (1) 正体を隠し、目的を偽った、伝道課程への勧誘
- (2) 宗教教義であることを隠し、厳しい実践課題を隠した、本音を隠した薄められた統一原理を真理と信じさせ、それを基礎に、正体を隠したまま、再臨のメシアが文鮮明であることを受け容れさせる。
- (3) 薄められた統一原理によって、何の説明もせず、因縁（原理では遺伝罪）、原理の神、原理の原罪を信仰（その実在を実感させる）させ、文鮮明を再臨のメシアと信じさせる基礎としている。
- (4) 宗教的回心を起こさせ、文鮮明を再臨のメシアであると信仰させ、それによって文鮮明の示す教義や教えが、生きることの源、判断基準となるようにさせる。誠を尽くした献金をすることが救いのためには必要という信念を内在化させる。その信念は、そうしなければ、救われない、家族に不幸が襲うかもしれないという恐怖とも結び付いている。
- (5) 統一協会の操作によって統一協会に隷従させられており、倫理観も無力化させられている。その結果、嘘をつくことも神のためなら正しいことである、家族共同体の生活を破壊するような献金をすることも正しいことであり、幼い子供を残して活動することや、親等に嘘をついてお金を借り献金することも正しいことという信念が内在化させられている。そのうえで権威の指示を無条件で実行するよう訓練し、倫理観に反するような行為をやりやすいものから実践させて、倫理観を変化させている。
- (6) 命懸けの活動を求め、成果を上げることができないのは信仰の不足のためであり、サタンの讒訴を受けて天国に行けないと脅す。献金要求が「間断なく」押し寄せる。結果として、生活の困窮、養育の放棄、家族の崩壊が発生する。話し合いによって理解し合うことはできなく（「母の顔をした統一協会信者」状態）、基本的な倫理観に反する行為も正しいとし反省しないため、家族間の信頼関係を維持することが不可能になるほどの深刻な問題が発生する。
- (7) 統一協会の献金勧誘行為は、統一協会が違法に原告に形成した（4）～（6）が存在することを前提に、それにつけ込んで行われたもので、違法な行為である。

6 本件訴訟の意義・目標

- (1) 最高裁判決で、「入信の経緯とその後の関わり方」が違法性の判断要素として明記されたが、統一協会の伝道・教化行為、実践段階での行為が、信仰の自由を侵害することと隷従させ倫理観も無力化することによって、人々に適正な判断をすることに支障を生ずる事情（内在化させられた信念）を生み出し、その実行をさせるものであり、社会通念上相当な範囲を超えていることを主張する裁判。
- (2) 実際に損害を受けた額に加え、33年間、人生の最も大切な時期を奪われたこと、家族の信頼関係を深刻に傷つけたことによる精神的苦痛を償うことを求める裁判。人生を返せ訴訟といいうる。慰謝料の請求額・遅延損害金の重視。
- (3) 提訴がたまたま解散命令の高裁2空の直前となった。そのことによって、統一協

会の活動が、偽「コンプライアンス」宣言によっても、本質的には変わっていないことを主張する裁判として意味を持つ。

- (4) 統一協会による補償委員会の立ち上げ、東京における集団調停の和解による終結、田中会長の辞任という状況に対して、現役信者も被害者であり、問題は本質的には何も終わっていないことを提起することになった。
- (5) 多くの信者は「植えつけられた信仰による精神的拘束」の下に現在も残されている。その強固さには驚きの念を禁じ得ない。身体的拘束ではなく、「信仰を植え付けることによる精神的拘束」でなければ不可能なことである。この裁判への取り組みを通して、信仰を植えつける方法の解明を進め、信者にさせる手段、信者の心理状態を解明し、それへの理解を深め、その知識を社会に広げ、同様の手法による被害者の発生の抑止、脱会を容易にする環境の形成等の一助となれればと願う。